合同社葬の日、原告団抗議

合同社葬の終ったあと、原告団も会社代表に抗議した。抗議しているのは永江さん（遺族）。会社代表は返す言葉もなかった。

遺族の気持がわかるか

六月十三日、先の三川鉱落盤災害で命を奪われていった、吉田哲郎さん（43歳。電気員。三池労組員）はじめ、六人の犠牲者の霊をとむらう合同社葬が営まれた。

別項記事にもあるように、社葬が終ったあとも、その場（荒尾市民体育館）に居残った三池労組の組合員に家族、三池大災害裁判原告団は、石井人事部長ら現地会社の三幹部に対して、厳しい抗議を行なった。ときには返す言葉もなく、石のように黙ってしまうこともあったが、そのとき当然ながら原告団のなかからもはげしい抗議の声があがった。

溝口生松・遺族会長はいった。

「私たち、三十八年の三川鉱炭じん大爆発犠牲者の遺族は、あのとき百万円の弔慰金を要求した。それに対して、当時の栗木幹社長は何といったか。『今後絶対にこんな事故は起こさないから……』というので、後に残った皆さんが無事ならというので、わずか四十万円の回答で涙をのんで帰ったのだったゾ。

ところがどうだ。その後会社はひき続いて、どれだけの人間を殺してきたか。あんたたちでは相手にならん。この場は、会社の最高責任者とかわってこい。

身うちの者を無惨に殺された遺族の気持がわかるか。あれだけの数の人間の命を奪っておいて、会社のだれが責任をとったか。一人とて死んだ話を聞いていない。

いつもいうことは『反省、反省』。それを合図のように殺す。どこに反省があるか」

残念ながらあとは省略するが、遺族の抗議は続いた。

本の紹介

〝男たちの遺書〟

山野炭鉱災害とその後ルポ

著者の佐々木博子さん。北九州市八幡西区に住む家庭の主婦である。

山野炭鉱ガス爆発で、一瞬にして二百三十七名の命が奪われた。犠牲者の生前の姿、また残された遺族のその後の生活は……五年間にわたって克明に追跡調査して書き上げた、鎮魂の書とある。

私も一通り目を通しただけであるが、感じたことは、

まず松井良次という、十六歳の少年が組夫として死亡していた。表向きは十八歳として、その人の生家熊本県人吉球磨郡に出向く小学校の先生。そして同級生をたずね歩き、その少年の追跡調査をしてあること。山野の犠牲者の中に組夫は多かったが、十六歳の少年がいた事は知も知らなかった。

また殉職者の生前の姿にふれ、災害が起きた日の状況とその後の遺族たちがたどった十六年間の苦しみの日々と、その生きざまを詳しく記録してあります。病身の母と共に、身寄りを頼って名古屋にいき、ついに母も死亡。幼い三人の姉妹は施設で育ったという。姉は原告として証言にたったが、涙でメモもとれなかった事を私は忘れない。

著者は最後に――筑豊から石炭が消えていった。しかし、炭坑にフタをしてそのまま忘れ去って良いものだろうか――とまとめている。

労働経済社出版。千二百円。

×

遺族――永江美由紀・記

◇　◇

会社は、働く者を――何人殺せばすむとか

三川鉱落盤災害に抗議する

誘致工場に働く　一遺族

会社は、ほんとうに働く者を何人殺せばすむというのだろうか。

そのたびに、あとに残された家族の者が、はたしてどんなに、悲しい、苦しい思いをするものか。私たち遺族は、身にしみて知っている。

「こげん、事故ばかり起こす会社は許されんよ」

「たれもが話し合ったが、ほんとうに三井を許すことはできない。

仕事から家に帰り、玄関の戸を開けるのを待っていたように、息子が知らせてくれた。

「三川鉱で事故が起きとる。テレビでいいよった」

ふっと、十八年前のあの炭じん大爆発（昭和三十八年十一月九日発生。四百五十八人の死者と、八百三十九人のCO患者を出す）のときのことが思い出された。

「ひどかつね」

「ひどかごたるバイ。落盤だそうバッテン、六名の人がまだわからんげな」

「これは大変だ。私はすぐ、テレビのスイッチを入れた。

そして翌日の職場では、あちらでもこちらでも、三川鉱の落盤事故のことばかり。

「かわいそうに。また私たちのように苦労さす人のふえらした」

そんな言葉が耳にはいる。

（いのちの三〇三号から）

手記

九・二八坑内火災裁判に思う

スクラム組み直そう

許せない会社の策謀

CO患者　佐藤勉

六月十八日午後一時から福岡地裁で、第三十二回目の九・二八坑内火災公判五十番までの患者の後遺症についる、会社側弁護人による反対尋問だった。

尋問は、原告番号二十一番より行なわれた。以前行なわれた吉田先生の証言に対し、会社側の策謀をありありとうかがい知ることができた。

CO患者の後遺症のもつ症状に差こそあれ、そのために起きた患者の家庭的、社会的な苦しみ、損害は明らかで、そのためにこそ楽しかるべき家庭の、社会の、精神的、物質的生活は恐ろしく破壊されたのである。

ともすれば、三池大災後に起きた災害であり、軽視され勝ちであるが、その精神的、物質的打撃に変わりはなく、まぎれもなくその事故によって七名もの尊い人命が失われたのである。まさに、会社の保安サボの犠牲である。

こんどまた会社は三川鉱で、落盤災害をひき起こした。会社はさかんに、マスコミを通じて責任転嫁にやっきになっているが、これまた起こるべくして起きた災害であることは、誰の目にもはっきりしている。

九・二八CO患者とて、あの坑内火災事故さえなかったならば、今も人なみに坑内に働くことができ、また普通の生活を営むことができていることを思うとき、同じCO患者として今さらながら、三井鉱山への怒りがふつふつとたぎり立ってくるのを覚える。

思えば、九・二八CO患者で、治療中に死亡した人も数多い。今こそ、たび重なって事故をひき起こしておきながら、なおかつ平然としている三井鉱山を許すことはできない。改めてスクラムを組み直し、会社の責任を明らかにするために、裁判勝利をめざして闘わなければならない。

※　※

手記

損賠調整11月から

企業内補償は除外

労災保険審議会が

【連合】労働者が労働災害にあい、企業責任を追及する民事訴訟を起こし、企業から損害賠償を獲得した場合、労災保険給付とどう調整するか、を審議していた労働者災害保障保険審議会は、六月十日労働大臣に調整基準を答申した。

答申によると、労働者が民事損害賠償で獲得した、逸失利益については労災保険の障害、遺族、休業の各給付と傷病年金（いずれも補償給付を含む）を、②療養費については療養（補償）給付を、③葬祭費用については葬祭料（葬祭給付）を対象に支給調整（支給停止）を行う。

労災給付があることを前提にした上で、労使が合意している企業内労災補償、示談金、和解金、見舞金、また労災保険から支給される特別給付金については調整は行わない。

「労災保険と民事損害賠償の〝二重取り〟を調整する」趣旨で昨年成立した労災保険法「改正」に伴う付帯決議にもとづいて、審議が行われていたものだが、実際上は企業責任を追及する民事損害賠償訴訟をけん制する意味合いもあり、労使合意による企業内上積み補償への影響も心配されていた。調整基準の実施は十一月一日から。

※　※

新聞〝いのち〟の主張

落盤災害に

今回の事故の〈明らかな原因となった〉「断切り断層」「水つき」といわれるところさえ、何一つ具体的な対策がなされていないところに、「規則通りの設枠をしていた。はかり知れぬ災害」「遺族には気の毒」と、責任の一かけらも感じない。これが労働者の生命を奪い続けてきた、三井鉱山の姿勢である。

この姿勢は今後も、働く者の生命を奪い続ける〝元凶〟である。

「これ以上労働者を殺すな」と叫び、CO後遺症・低賃金と闘い続けてきたCO患者として、腹の底からの怒りをもって抗議する。

闘いなかばにして生命を奪われた仲間の無念さを腹にすえ、合理化の生き証人として、さらに闘い抜く決意を霊前に誓い、哀悼の意を表します。

（いのちの三〇三号から）